

利子補給・保証料補助制度

制度融資利子補給制度

市内の中小企業者が、新見市中小企業融資あっせん要綱によるあっせんを受けて、運転資金の融資を受けた場合、その融資に係る払込利子の一部を補助する制度です。

■利子補給の対象

- (1) 利子補給の対象となるのは、資本金の額又は出資総額が3,000万円以下の法人で常時使用する従業員の数が200人（商業又はサービス業にあっては30人）以下の中小企業者又は個人
- (2) 設備資金と合同で融資を受けている場合は、設備資金分を除いた融資に係る払込利子が対象となります
- (3) 納期の到来した市税を完納していること

■内容

利子補給の対象となる融資	利子補給率	利子補給期間
新見市小口融資制度を利用した運転資金融資	2/10	利子払込開始月から3年間

中小企業設備近代化資金利子補給制度

市内の中小企業者が、制度資金の融資を受けて設備の近代化を行う場合、その融資に係る払込利子の一部を補助する制度です。

■利子補給の対象

- (1) 利子補給の対象となるのは、資本金の額又は出資総額が3,000万円以下の法人で常時使用する従業員の数が200人（商業又はサービス業にあっては30人）以下の中小企業者又は個人
- (2) 利子補給の対象となる制度資金とは、国及び地方公共団体が企業の設備近代化を促進するために実施している融資。ただし、運転資金等と合同で融資を受けている場合は、運転資金分を除いた融資に係る払込利子が対象となります
- (3) 納期の到来した市税を完納していること

■内容

利子補給の対象となる融資	利子補給率	利子補給期間
国及び地方公共団体の融資制度を利用した設備資金融資	6/10	利子払込開始月から3年間

信用保証料補助制度

新見市中小企業融資あっせん要綱によるあっせんを受けて融資を受ける場合、その融資に必要な保証料の一部を補助します。

■保証料補助の対象

- (1) 保証料補助の対象となるのは、資本金の額又は出資総額が3,000万円以下の法人で常時使用する従業員の数が200人（商業又はサービス業にあっては30人）以下の中小企業者又は個人
- (2) 保証料補助の対象となるのは、「新見市小口融資制度」を利用した融資に係る信用保証料
- (3) 納期の到来した市税を完納していること

■内容

保証料補助の対象となる融資	保証料補助率	保証料補助期間
新見市小口融資制度による融資	3/10	全期間